

議会運営委員会

日 時 平成 2 4 年 5 月 8 日 (火) 午後 2 時 3 0 分 ~

場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 議題

(1) 議会運営委員会視察総括について

(2) 予算審査総括について

(3) 一般質問通告書様式について

3 その他

(1) クールビズについて

(2) 当面の日程について

〔 会議 〕 5 月 11 日 (金) 10:00 ~ 環境厚生常任委員会

13:30 ~ 公社調査特別委員会

21 日 (月) 13:30 ~ 総務文教常任委員会

22 日 (火) 【招集告示日】

10:00 ~ 議会運営委員会・幹事会

15:00 ~ 広報広聴特別委員会

16:00 ~ 執行機関との意見交換会

環境対策特別委員会 5 月 25 日が 31 日 (木) に変更

〔 行政視察 〕

5 月 14 ~ 16 日 総務文教常任委員会

〃 産業建設常任委員会

16 ~ 18 日 環境厚生常任委員会

郡山市議会視察

平成24年4月12日（木）午後1時30分～午後3時20分

概要説明（要旨）

（１）震災後の郡山市の状況

- ・市役所の本庁舎は使用不可、分庁舎で集中して業務を行っている。
- ・全壊2,572棟（土台が壊れた建物も含む）
- ・水道は10日後復活、その他ライフラインは4月に復旧
- ・物資はスーパーの店頭販売
- ・ガソリン給油は4時間待ち1人20ℓの状況1月近く続く
- ・原子力発電所事故により60キロ以上の地点で非難はしなかった
- ・風評被害により全ての産業が停滞
- ・市外、県外への避難により住基人口は減少
- ・台風15号の影響も受けた
- ・県の指示待たず全国に先駆け幼稚園、小学校グラウンドの表土除去実施
→1日3時間の使用が、時間の制限なく使用できる

（２）震災に伴う議会の動き

- ・3月11日定例会会期中
- ・3月14日予定どおり閉会（防災服着用、当初予算等議決）
- ・3月29日郡山市議会对策本部設立

（３）議会对策本部設置

- ・議長、ベテラン議員の発議
（議員個人の活動がクレーム的なものにならないよう議会として組織を立ち上げるべき）
- ・迅速性、機動性確保のため特別委員会ではなく各会派代表14名で任意の委員として設置
- ・目的：市の復興活動に協力 市民の声を市へあげること
- ・市民生活復興・農業復興・商工業復興の3部会で構成
- ・活動内容：4月5日第1回提言（議員の被災地での活動による提言）
4月19日第2回提言協議（放射線による農業問題）
4月28日表土除去申入書協議（全学校対象）
5月16日執行機関から実施状況報告
7月11日（6月定例会閉会）議会对策本部解散

任期（9月3日）満了に伴い解散

（4）特別委員会設置

・改選（9月4日）後特別委員会設置（10月20日）

・委員会条例に基づき2委員会設置

震災・台風災害対策委員会 放射能対策特別委員会

・構成：各19名（正副議長除く全議員が各委員会に所属）

・委員会活動： 問題点の洗い出し、調査、提言

伊達市除染作業視察 研修（講演） 行政視察予定

会津若松市議会視察

平成24年4月13日（金）午前9時10分～午前11時35分

概要説明（要旨）

- 特徴は「政策形成サイクル」
- 政策形成サイクルは市民との意見交換会、広報広聴委員会、政策討論会の主要3ツールで回している
- 議決責任をバックキャスト的に検討した政策形成サイクル
- 市民との意見交換会で問題発見→広報広聴委員会で交通整理、課題設定→代表者会議で課題決定→政策討論で問題分析、政策立案
- 市民意見交換会
 - ・年2回、5班6人体制、広報広聴委員会、常任委員会、会派、ベテラン新人等バランスを考えた班体制
 - ・議員の考えは別にして議会としてのまとまりができた
 - ・委員間討議の土壌にもなっている
 - ・1回20名前後の市民参加
- 広報広聴委員会
 - ・条例制定のキーポイントとして設置、広聴部門を追加
 - ・意見交換会の企画立案、市民意見の調整等
 - ・出た意見を項目（財政、福祉など）ごと集約し、大きなテーマを設定し政策討論会へ
- 政策討論会
 - ・広報紙で活動報告
 - ・全体会（議員全員）分科会（4常任委員会に対応）議会制度検討委員会（公募市民2名含む、定数等の議会関連）の3部構成

- ・成果：結論が出なくても討論会によって予算修正、事前勉強実施など議会審査が変わる

（例 財政調整基金について研究し 1、2 億円が 10、20 億円に増加、学校建替計画の終点が見えない状況から整備が進む）

○報酬について

- ・議員活動の定義、範囲：自治総合研究所田口先生が作成されたものを会津若松版に修正、「領域 A」法令に定める公務、「領域 B」協議調整の場合（議会基本条例に制定されているもので公務である）、「領域 C」（A B に付随する活動、政務調査などに位置付け設定
- ・議員日数換算モデルを 1 年かけ作成
- ・中間報告で、年間 1,478 時間の活動、1 日 8 時間換算で 185 日とした
→ 市民から本当なのかとの意見あり
- ・ほぼ全議員の活動で再計算した結果、重複等があり、最終 1,354 時間 169 日に修正
- ・報酬算定では、市長の月額 108 万円を公務日数の 345 日分を 185 日に換算し月額 540,280 円とし、それに期末手当等を加え 860 万円と中間報告している。修正後 770 万円になる。
- ・現行 750 万で現行どおりとした。
- ・最終提案に対する市民意見とその説明
 - 市民：69 日しか活動していないのか
 - 議員：他に会派、政党、議員個人の活動をしている
 - 市民：185 日は水増ししていたのでは
 - 議員：様々精査を重ねた結果である
 - 市民：現行の報酬額にあえて合わせたのでは
 - 議員：全くない、削減ありきでしたものでもない、市民のための活動を算出したもの
- ・この 1 年間は議会の「見える化」を図り、市民と意見交換し H25 年度後半から再度議論始める
- ・報酬等審議会が来月から始まる、動きもみながら検討を進める。

○定数について

- ・行財政改革の指標にはしない
- ・活動のために必要な人数を検討
- ・30 人、29 人の場合で検討、多数で 30 名に決定
- ・常任委員会に最低 6 人いなければ討議できない。
- ・6 人×4 委員会 + 議長の 25 人、7 人×4 委員会 + 議長の 29 人で検討
- ・60 人（合併後の定数）の場合、10 人の場合にはどうかも検討

- ・削減すれば費用削減になるが、議員 1 人分は予算全体から見れば 0.02% である、市民の負託に応えられなくなるデメリットの方が大きいと判断した。
- ・今でも市民と議論を続けている

平成 年 月定例会 質問通告書

会派名：	一 般 質 問 ・ 質 疑	代 表 ・ 個 人	一括 ・ 一問一答	順 位：
質 問 施 策 区 分	質 問 項 目	質 問 要 旨（具体的内容）		答 弁 者

上記のとおり通告します。

平成 年 月 日

亀岡市議会議長 様

亀岡市議会議員